

中国工業株式会社 第72回定時株主総会 招集ご通知

日 時 2022年 6 月29日(水曜日)
午前10時

場 所 広島商工会議所 202号 会議室
広島市中区基町 5 番44号

目 次	
第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役5名選任の件	5
事業報告	8
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告	24

株主各位

広島市中区小町2番26号
(本社事務所 広島県呉市広名田1丁目3番1号)

中国工業株式会社
取締役社長 野村 實也

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせていただき、できるだけ書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る2022年6月28日(火曜日)午後5時までに当社へ到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所 2階 202号 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

お願い ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ckk-chugoku.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ckk-chugoku.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、できるだけ書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

◎株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日に体調が優れない場合は出席を見合わせていただきますようお願い申し上げます。また、ご出席される株主様におかれましても、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもありますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、当社役員及びスタッフはマスク着用にて対応させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ckk-chugoku.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

第70回（2020年）定時株主総会より、ご来場株主様へのお土産を取り止めさせていたしております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更定款案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更定款案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できるよう現行定款第30条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第30条の変更にしましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の理由

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供) 第16条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更定款案
(新 設)	<p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役との責任限定契約) 第30条</p> <p>(新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
(新 設)	<p>(附 則) 変更前定款第16条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">のむらまこと 野村 實也</p> <p>(1945年 11月30日生)</p>	<p>1968年 4月 当社入社</p> <p>2001年10月 当社高圧機器事業部長</p> <p>2002年 6月 当社取締役に就任 高圧機器事業部長兼高圧機器工場長</p> <p>2004年 6月 当社常務取締役製造部統轄兼高圧機器事業部長</p> <p>2007年 6月 当社代表取締役社長兼製造部門兼事業開発部担当</p> <p>2008年 6月 当社代表取締役社長兼製造部門管掌</p> <p>2011年 7月 当社代表取締役社長</p> <p>2013年 1月 当社代表取締役社長兼営業部門管掌</p> <p>2013年 6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 高圧プラント検査株式会社 代表取締役社長</p>	30,240株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>・野村實也氏は2002年6月取締役に就任し、2007年6月から代表取締役社長を務め、経営の指揮及び監督を適切に行い、経営トップとして手腕を発揮し企業価値向上に努めております。当社の事業及び会社経営についての豊富な経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ほそかわこういち 細川 光一</p> <p>(1947年 1月8日生)</p>	<p>1969年 4月 当社入社</p> <p>2003年 5月 当社大阪支店長</p> <p>2004年 4月 当社事業開発部長</p> <p>2008年 6月 当社取締役に就任 事業開発部長</p> <p>2017年 6月 当社取締役常務執行役員 事業開発部長（現任）</p>	28,966株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>・細川光一氏は2008年6月から取締役事業開発部長を務め、開発部門の責任者としてその役割・責務を実効的に果たしております。当社の事業及び会社経営についての豊富な経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="text-align: center;">再任</div> なかの 中野 敏 (1963年 4月17日生)	1989年 4月 当社入社 2015年 5月 当社東京支社長 2017年 6月 当社取締役執行役員に就任 東京支社長兼営業部門掌管補佐 2019年 6月 当社取締役執行役員 営業本部長兼東京支社長 2020年 6月 当社取締役執行役員 営業本部長兼営業推進部統轄（現任）	7,068株
取締役候補者とした理由 ・中野敏氏は営業部門及び管理部門での幅広い業務経験を有するほか、2017年6月取締役に就任以降営業部門の責任者として、その役割・責務を実効的に果たし、豊富な経験を有しています。この経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	<div style="text-align: center;">再任</div> たけのうちひで 竹内 秀樹 (1951年 6月21日生)	1989年 1月 中鋼運輸株式会社入社 1996年11月 同社総務部長 1998年 6月 同社取締役に就任 総務・経理担当 2005年 6月 同社常務取締役 西部ブロック統括兼総務・経理担当 2016年 6月 同社専務取締役 営業部統括 2018年 6月 同社代表取締役社長（現任） 2021年 6月 当社取締役に就任（現任） （重要な兼職の状況） 中鋼運輸株式会社 代表取締役社長	1,000株
取締役候補者とした理由 ・竹内秀樹氏は当社子会社中鋼運輸株式会社において管理部門及び営業部門での幅広い業務経験を有するほか、2018年6月から同社代表取締役社長として経営を担い、会社経営についての高い見識を有しています。この経験と知見を生かし、取締役として当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	<div style="text-align: center;">再任 社外</div> かわの たかし 河野 隆 (1946年 10月9日生)	1969年 4月 当社入社 1983年 6月 当社退社 1983年 7月 株式会社共栄経営センター創業 1990年 3月 同社代表取締役社長 2015年 6月 当社取締役に就任（現任） 2017年 3月 株式会社共栄経営センター 取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社共栄経営センター 取締役会長	2,861株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 ・河野隆氏は株式会社共栄経営センターの取締役として経営コンサルティング業務に関する経験及び幅広い知識並びに会社経営者としての高い見識を有しています。この経験と知見を生かし、当社の経営全般に対して客観的な視点からの的確な助言・提言をいただくとともに、取締役の業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 野村實也氏は、高圧プラント検査株式会社代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に外注等に関し取引関係があります。
2. 竹内秀樹氏は、中鋼運輸株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に製品運搬等の取引関係があります。
3. 河野隆氏は、社外取締役候補者であります。
同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 河野隆氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、本総会において、竹内秀樹氏及び河野隆氏が再任された場合、両氏との間で締結しております会社法第423条第1項に基づく責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
6. 他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
7. 当社は、当社及び当社子会社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。
なお、当該契約は、2023年2月に更新する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大と収束を繰り返しながらも、ワクチン接種の進展や対策の効果を背景に一部業種で持ち直しの動きがみられました。一方、経済活動の急速な回復等による原油価格の高騰や半導体等の供給不足により生産活動に支障が生じ、更には米中対立・ロシアのウクライナ侵攻などの地政学リスクの高まりがコロナ禍と相まって一層先行き不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境は、L P ガス関連製品を中心とする主要事業の高圧機器事業においては、L P ガスと電力や都市ガスとの小売り自由化による影響を受け競争激化が続き、鉄構製品関連業界及び施設機器事業の市場である畜産業界においては、設備投資需要に力強さを欠いた状況で推移し、また物流業界においては全国的なドライバー不足や燃料価格の上昇によるコスト上昇など、厳しい経営環境にあります。

このような経済情勢のもと、当社グループは受注・価格競争が激化するなか、引き続き売上の拡大や原材料の価格高騰に対応した販売価格の是正に努めたものの、高圧機器事業、鉄構機器事業、施設機器事業は減収となりました。一方、運送事業は関連業界の国内製造業等の生産活動の回復に伴う荷動きにより増収となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は128億66百万円（前期比12百万円の減収）となりました。利益面においては、売上高が減少したことにより、営業利益は64百万円（同28百万円の減益）に、経常利益は1億42百万円（同1百万円の減益）に、親会社株主に帰属する当期純利益は1億32百万円（同8百万円の増益）となりました。

各事業の概況は、以下のとおりであります。

なお、売上高は外部顧客への売上高を記載しております。

【高圧機器事業】

主力製品であるL P ガス容器は販売数量が増加したものの、L P ガスプラント工事の受注が減少し、事業全体の売上高は81億12百万円となり、前期を41百万円（0.5%）下回りました。

【鉄構機器事業】

鉄構製品の受注は増加したものの、個別受注物件が減少したことにより、事業全体の売上高は前期と

ほぼ同額の4億65百万円となりました。

【施設機器事業】

畜産分野の主力製品である飼料タンクの売上が減少したことにより、事業全体の売上高は18億75百万円となり、前期を29百万円（1.6%）下回りました。

【運送事業】

貨物取扱量が増加したことにより、事業全体の売上高は24億13百万円となり、前期を59百万円（2.5%）上回りました。

当連結会計年度の事業別売上高等は次のとおりであります。

事業別	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高前期比増減（%）
高压機器事業	8,112	63.0	△0.5
鉄構機器事業	465	3.6	△0.1
施設機器事業	1,875	14.6	△1.6
運 送 事 業	2,413	18.8	+2.5
合 計	12,866	100.0	△0.1

なお、当社は本社工場において環境マネジメントシステムに基づく環境改善活動に積極的に参画して社会的責任を果たすとともに、当社グループにおいては品質マネジメントシステムに基づく製品及びサービスの品質向上に継続して取り組んでおり、環境・品質の両面において顧客・社会からの信頼確保に努めております。

① 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、3億59百万円であります。この主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

容器製造設備 3億33百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

② 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金及び借入金で充当いたしました。なお、当連結会計年度末における借入金残高は17億15百万円で、前連結会計年度末より31百万円減少しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期)	2021年度 (第72期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	12,784	12,992	12,878	12,866
経常利益 (百万円)	113	88	144	142
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	64	90	124	132
1株当たり当期純利益 (円)	18.91	26.85	38.16	40.84
総資産 (百万円)	11,070	11,082	11,479	11,761
純資産 (百万円)	4,437	4,428	4,755	4,734
1株当たり純資産額 (円)	1,202.13	1,241.06	1,339.76	1,324.82

(注) 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
中鋼運輸株式会社	50	47.67	運送事業
高圧プラント検査株式会社	10	59.00	高圧ガス設備の設計施工及び検査

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要事業である高圧機器事業は、バルク供給方式に用いられるLPガスバルク貯槽の更新需要とバルク貯槽から容器による供給方式への転換によりLPガス容器の需要増加が見込まれるものの、人口減と世帯数減、更にエネルギー供給源の多様化による従来の垣根を越えた競争激化の影響を受けて、今後の需要等について予測が難しい状況が続き、当社グループを取り巻く経営環境は、依然として予断を許さない状況となっております。

こうした業界独自の経営環境に加えて、鋼材等の購入諸資材価格の近年例のない高騰、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、当社グループは、将来にわたる持続的な成長と企業価値の最大化に向けて、これまで同様に「売上の拡大」、「生産性の向上」と「新製品の開発」により業績向上に継続して取り組めます。

また、環境問題やカーボンニュートラルについても今後前向きに取り組む、社会から必要とされる会社、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様と共に成長できる会社を目指してまいります。

かかる状況に対処するため、当社グループは、以下の経営課題に引き続き取り組んでまいります。

① 容器・バルク貯槽の売上拡大

イ. LPガス容器については、これまでに培った技術力及び販売チャンネルを活かしながら、顧客ニーズに沿った製品群の更なる充実を図るとともに、引き続きお客様の要求する品質、納期、サービスの一層の充実により売上の拡大を図ります。

ロ. LPガスバルク貯槽については、販売開始から20年を経過したことに伴う更新が続いており、需要の増加に対応した生産体制の拡充及び営業活動の推進により顧客の深耕開拓に努め売上拡大につなげるとともに、LPガス容器への転換需要も確保します。

ハ. 蓄積した技術力を活かし、半導体産業等で使用される工業用ガスに対応した特殊ガス用容器の受注により一層注力し、LPガス業界以外の新規顧客の獲得によって売上拡大を目指します。

② 販売価格の是正

鋼材を中心とした購入諸資材価格が直近で近年の例になく高騰し、今後も更に大幅な上昇が想定されます。コスト削減などの企業努力による吸収域を超えており、丁寧な状況説明により適正な販売価格の是正に努め、利益率・収益の改善を図ります。

③ 生産性の向上

従業員の能力向上策の推進により仕事力の向上を図るとともに、効率的な生産・在庫管理の実行や省力化を含めた生産設備リニューアル等、全部門において生産性の一層の向上を図ります。

「働き方改革」の一環として、労働環境の改善を重要な課題ととらえ生産設備の自動化並びにロボット化を順次実行し、省力化及び労働生産性向上の成果を上げております。引き続き当改革に取り組んでまいります。

④ 新製品の開発

鋼製容器に加え複合容器の開発を推進し、より高い付加価値の製品構成となるよう改善に努めます。

イ. 新たな機能を有した液化石油ガス用オールプラスチック製複合容器（コンポジット容器）充填量20kg型容器（プラコンポ20kg容器）の販売推進とともに、今後機種を追加し従来製品との相乗効果を見込みつつ近い将来においてコア製品のひとつとすべく売上拡大に努めます。

ロ. これまでに蓄積した複合容器に係る技術や研究の成果を活用し、LPガス以外の高圧ガス用複合容器の開発、製品化を一層推進します。

⑤ 環境問題への取り組み

地球環境をより良い状態に保全していくことが責務であると自覚し、企業活動を通じて省エネの推進、産業廃棄物の排出量削減など身近な環境問題に継続して取り組んでまいります。

⑥ コンプライアンス・リスク管理の徹底

今後とも、役員及び社員一人ひとりが法令・社内規程の遵守を徹底し誠実な経営活動、事業活動を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら事業活動への影響を最小限とするよう適切なリスクマネジメントに努めます。

以上、当社グループは、今後とも株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様からの信頼にお応えすべく、企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要製品または事業の内容
高圧機器事業	高圧ガス容器（L P ガス及びその他の高圧ガス）、L P ガスバルク貯槽、L P ガス貯槽、その他の高圧ガス貯槽の製造販売、高圧ガス製造・消費プラント及び関連設備の設計施工及び検査、オールプラスチック（コンポジット）容器の製造販売
鉄構機器事業	鉄鋼メーカー向け熱処理用インナーカバー、その他各種鉄構製品の製造販売
施設機器事業	飼料用タンク及びコンテナ、畜産機材、薬品タンク、脱臭装置及びその他各種 F R P（強化プラスチック）製品の製造販売
運 送 事 業	一般区域貨物運送業、引越業、倉庫業

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 店	広 島 市 中 区	札幌営業所	札幌市中央区
本社事務所	広 島 県 呉 市	富山営業所	富山県富山市
東京支社	東京都千代田区	高松営業所	香川県高松市
仙台支店	仙台市青葉区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
名古屋支店	名古屋市中区	帯広出張所	北海道帯広市
大阪支店	大阪市中央区	高圧機器工場	広 島 県 呉 市
広 島 支 店	広 島 市 中 区	鉄 構 機 器 部	広 島 県 呉 市
福 岡 支 店	福岡市博多区	施 設 機 器 部	広 島 県 呉 市

② 子会社

中鋼運輸株式会社

名 称	所在地	名 称	所在地
本社・呉営業所	広 島 県 呉 市	名古屋営業所	愛知県愛西市
京浜横浜営業所	横浜市金沢区	大阪営業所	大阪府寝屋川市
北関東営業所	茨城県古河市	東広島営業所	広島県東広島市
仙台営業所	仙台市宮城野区	福岡営業所	福岡県糟屋郡

高圧プラント検査株式会社

名称	所在地
本 社	広 島 県 呉 市

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増 (+) 減 (△)
391名	△ 7名

(注) 使用人数は、当社及び連結子会社(以下「連結会社等」という。)の業務にかかる就業人員数(連結会社等から連結会社等外への出向者(1名)を含めておりません。)であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増 (+) 減 (△)
283名	△ 2名

(注) 使用人数は、当社の業務にかかる就業人員数(当社から社外への出向者(1名)を含めておりません。)であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社広島銀行	574
株式会社もみじ銀行	77
株式会社三菱UFJ銀行	93
呉信用金庫	592

(注) (株)広島銀行及び(株)もみじ銀行につきましては当社及び連結子会社の借入金であり、(株)三菱UFJ銀行につきましては当社、呉信用金庫につきましては連結子会社の借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,420,000株 |
| ③ 株主数 | 8,801名 |

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
日本製鉄株式会社	167,600	5.11
株式会社広島銀行	110,000	3.35
佐々木秀隆	100,000	3.05
株式会社宮入バルブ製作所	99,000	3.02
チョウヘイカ	89,700	2.73
日本鉱泉株式会社	60,000	1.83
中鋼運輸株式会社	59,084	1.80
藤原重雄	54,100	1.65
損害保険ジャパン株式会社	50,000	1.52
中国工業従業員持株会	42,900	1.30

- (注) 1. 持株比率は小数第3位を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を142,878株保有していますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は、自己株式数（142,878株）を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	野村 實也		高圧プラント検査株式会社 代表取締役社長
取締役常務執行役員	細川 光一	事業開発部長	
取締役執行役員	中野 敏	営業本部長 兼 営業推進部統轄	
取締役	竹内 秀樹		中鋼運輸株式会社 代表取締役社長
取締役	河野 隆		株式会社共栄経営センター 取締役会長
常勤監査役	松村 靖男		中鋼運輸株式会社 監査役 高圧プラント検査株式会社 監査役
監査役	永島 靖朗		
監査役	齊藤 明広		齊藤明広税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 河野隆氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 永島靖朗氏及び同 齊藤明広氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 齊藤明広氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補するものであります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社取締役、監査役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は1割を役員が自己負担しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりです。

常務執行役員	経営管理部長	小田和守
執行役員	東京支社長	鈴木 亘
執行役員	北海道統轄兼仙台支店長	山口雄司
執行役員	富山営業所長	山口 諭

② 当事業年度中の取締役・監査役の変動

イ. 就任

2021年6月29日開催の第71回定時株主総会において、竹内秀樹氏が取締役に選任され就任いたしました。

ロ. 退任

2021年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役 保岡義昭氏は任期満了により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、従前の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に準じ、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針を決議しております。

・基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に資する体系とし、担当部門の業績等の適切な評価、中長期的な業績見通しなど総合的に勘案することを基本とする。報酬は基本報酬のみにより構成し、月例の固定報酬として支払う。

・個別の報酬等の決定方針

取締役の個別の報酬は、基本方針を踏まえ取締役会で定める内規に基づき、代表取締役が具体的な金額を算定したものを独立社外役員（取締役1名、監査役2名）が出席する取締役会で決定する。

・各報酬制度の割合

取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、従前の当該方針に沿うものと判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	52 (6)	52 (6)	- (-)	- (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	69 (13)	69 (13)	- (-)	- (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額1億50百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役支給人員には、無報酬の取締役2名(2021年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の取締役1名を含む。)を含めておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	河 野 隆	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。主に経営コンサルティング業務に関する経験及び経営者としての高い見識等から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	永 島 靖 朗	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会11回のうち11回に出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	齊 藤 明 広	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会11回のうち11回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から議案審議等において必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	報酬額 (百万円)
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記イの金額は両方の合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨及びその理由を、当該解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、そのほか会計監査人の職務執行に重大な支障が生じたと認められる場合には「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案といたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第44条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社の役員並びに社員等がコンプライアンスを心掛ける基準・指針として、「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を制定し、実効性ある運用に努める。

とりわけ反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を絶ちます。」との基本的な考え方を明文化しており、警察及び関連機関と連携を取り、適切に対応する。

コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設けるとともに、グループ全体の推進母体として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスへの取組方針・活動計画の策定、活動状況の監督、重大な個別問題への対応等を行う。

また、通報窓口を設け違反行為の相談・通報体制を確立するとともに、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づいて保存し、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態に管理する。

また、情報セキュリティについては、重要情報の管理、個人情報保護に関する規程及び関連規程に基づき対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社を横断的に管理する「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、定期的なリスクの洗い出しと評価を行い、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

また、その他に製品の品質・安全面、労働安全衛生面、防災面、環境面等に関する委員会等をそれぞれ設置し、担当部門が専門的に管理、監督を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月開催し、経営方針等重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び年度計画を決定し、その進捗管理を行う。

業務の運営が効率的に行われるよう「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程の見直しを必要に応じて実施する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及びグループ会社は、グループ会社の役員及び社員等がコンプライアンスに心掛ける基準・指針として制定した「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を基本に、業務の適正を図る。

ロ. 当社及びグループ会社は、グループ会社を横断的に管理する「リスク管理規程」に基づき、リスクに伴う損失を最小限に止めるために必要な対応を行う。

ハ. 当社は、グループ会社に対するガバナンスを実効あるものにするため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項の事前協議・報告、定期的に業務執行状況・財務状況等の聴取等を行い、定期または随時に取締役会へ報告する。

また、当社は、グループ会社から各社の業務執行上生じた重要な問題や災害等の発生状況・対処内容について都度速やかに報告を受け、必要な措置を講ずる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合とその独立性に関する事項

イ. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の業務を補助する監査スタッフを置く。

ロ. 監査スタッフは、監査役の指揮のもと監査役の業務補助を行う。監査スタッフの任命、解任、人事異動等については、取締役と監査役が事前に協議し、合意の上実施する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ. 当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項について直ちに報告する。

a) 当社の業務または業績に影響を及ぼすと考えられる重要な事項

b) コンプライアンス違反等の事実

c) 内部監査部門が行う監査の内容

d) ホットラインによる通報の内容

e) その他監査役会または監査役が要求する事項

ロ. 当社は、監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な扱いは行わない。

⑧ 監査役職務の執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役は、当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行うなど連携を図ることとする。

(5) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・経営計画の策定等経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督いたしました。また、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計画の進捗状況を確認するとともに、グループ各社から業績等の重要事項について報告を受けました。

② 監査役会を11回開催し、監査方針や監査計画を協議・決定するとともに、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、必要な報告を受けるとともに、取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で情報交換等を行い、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしました。

③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査部門が内部統制評価を実施いたしました。また、内部統制委員会を開催し、内部統制評価についてのレビューを行いました。

④ 当社及び当社グループの事業活動全般に係るリスクに対応するため、リスク管理委員会を開催し、リスクを洗い出し、対策を検討し、実行いたしました。また、製品の品質・安全衛生、環境面等を統括する委員会をそれぞれ設置し、運用しております。

⑤ 当社及びグループ各社の一人ひとりがコンプライアンスに心掛ける基準・指針として、制定した「グループ企業行動基準」及び「グループ行動規範」を当社グループの役員及び社員に対し周知活動を行うとともに、コンプライアンス推進委員会を開催し、グループ各社のコンプライアンス遵守状況についてのレビューを行い、疑念をもたれる行動などが無いことを確認いたしました。また、コンプライアンスに係る相談・通報体制を構築し、運用しております。

(6) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

株主の皆様への安定配当を経営の重要な課題と位置づけ、当期の業績と今後の事業展開に必要な内部留保の確保及び今後の業績見通しを勘案しながら適切な配当政策を採ることを方針としております。

この方針に基づき、当期の利益と今後の見通しを総合的に勘案し、当期末の配当を前期と同額の1株あたり15円とさせていただきます。

(7) **会社の支配に関する基本方針**

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,008	流 動 負 債	4,826
現金及び預金	576	支払手形及び買掛金	1,216
受取手形	423	電子記録債権	1,435
電子記録債権	490	短期借入金	1,231
売掛金	2,969	リース債務	47
契約資産	39	未払金	206
製品	206	未払費用	98
仕掛品	819	未払法人税等	25
原材料及び貯蔵品	376	未払消費税等	13
その他	108	前受金	185
貸倒引当金	△0	賞与引当金	124
固 定 資 産	5,752	役員賞与引当金	9
有形固定資産	4,071	その他の他	230
建物及び構築物	580	固 定 負 債	2,200
機械装置及び運搬具	774	長期借入金	484
土地	2,503	リース債務	118
リース資産	164	繰延税金負債	141
建設仮勘定	28	役員退職慰労引当金	22
その他	19	退職給付に係る負債	1,407
無形固定資産	56	その他の他	25
投資その他の資産	1,624	負 債 合 計	7,026
投資有価証券	1,477	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	15	株 主 資 本	3,861
繰延税金資産	2	資本金	1,710
その他	170	資本剰余金	329
貸倒引当金	△42	利益剰余金	1,970
		自己株式	△147
		その他の包括利益累計額	442
		その他有価証券評価差額金	442
		非支配株主持分	430
		純 資 産 合 計	4,734
資 産 合 計	11,761	負債純資産合計	11,761

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	12,866
売 上 原 価	10,311
売 上 総 利 益	2,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,490
営 業 利 益	64
営 業 外 収 益	87
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	46
仕 入 割 引	2
助 成 金 収 入	10
そ の 他	27
営 業 外 費 用	9
支 払 利 息	7
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	1
そ の 他	0
経 常 利 益	142
特 別 利 益	60
固 定 資 産 売 却 益	2
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 売 却 損	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	201
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47
法 人 税 等 調 整 額	△ 9
当 期 純 利 益	163
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	31
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,043	流 動 負 債	3,501
現金及び預金	134	支払手形	214
受取手形	405	電子記録債権	1,435
電子記録債権	490	買掛金	688
売掛金	2,523	短期借入金	323
契約資産	38	リース債権	4
製品	206	未払金	255
仕掛品	802	未払費用	73
原材料及び貯蔵品	364	未払法人税等	25
前払費用	24	未払消費税等	4
未収入金	52	前受金	182
その他当金	1	設備支払手形	0
貸倒引当金	△0	賞与引当金	90
固 定 資 産	4,182	その他	202
有形固定資産	2,761	固 定 負 債	1,814
建物	226	長期借入金	246
構築物	55	リース債権	21
機械及び装置	711	繰延税金負債	130
車両運搬具	31	退職給付引当金	1,407
工具、器具及び備品	17	役員退職慰労引当金	3
土地	1,665	その他	4
リース資産	24	負 債 合 計	5,315
建設仮勘定	28	純 資 産 の 部	
無形固定資産	29	株 主 資 本	3,484
ソフトウェア	22	資本金	1,710
電話加入権	6	資本剰余金	329
投資その他の資産	1,391	資本準備金	329
投資有価証券	1,317	その他資本剰余金	0
関係会社株	30	利 益 剰 余 金	1,518
その他	76	利益準備金	318
貸倒引当金	△33	その他利益剰余金	1,200
		退職手当積立金	48
		繰越利益剰余金	1,151
		自 己 株 式	△ 74
		評価・換算差額等	425
		その他有価証券評価差額金	425
資 産 合 計	9,225	純 資 産 合 計	3,909
		負 債 純 資 産 合 計	9,225

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,420
売 上 原 価	8,115
売 上 総 利 益	2,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,278
営 業 利 益	26
営 業 外 収 益	61
受 取 配 当 金	46
仕 入 割 引	2
物 品 売 却 益	3
受 取 リ ベ ー ト	2
そ の 他	5
営 業 外 費 用	3
支 払 利 息	2
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	1
そ の 他	0
経 常 利 益	83
特 別 利 益	58
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 売 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	41
法 人 税 等 調 整 額	△9
当 期 純 利 益	109

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

中国工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原晃生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その

他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

中国工業株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
広島事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原晃生**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他

の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査

証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

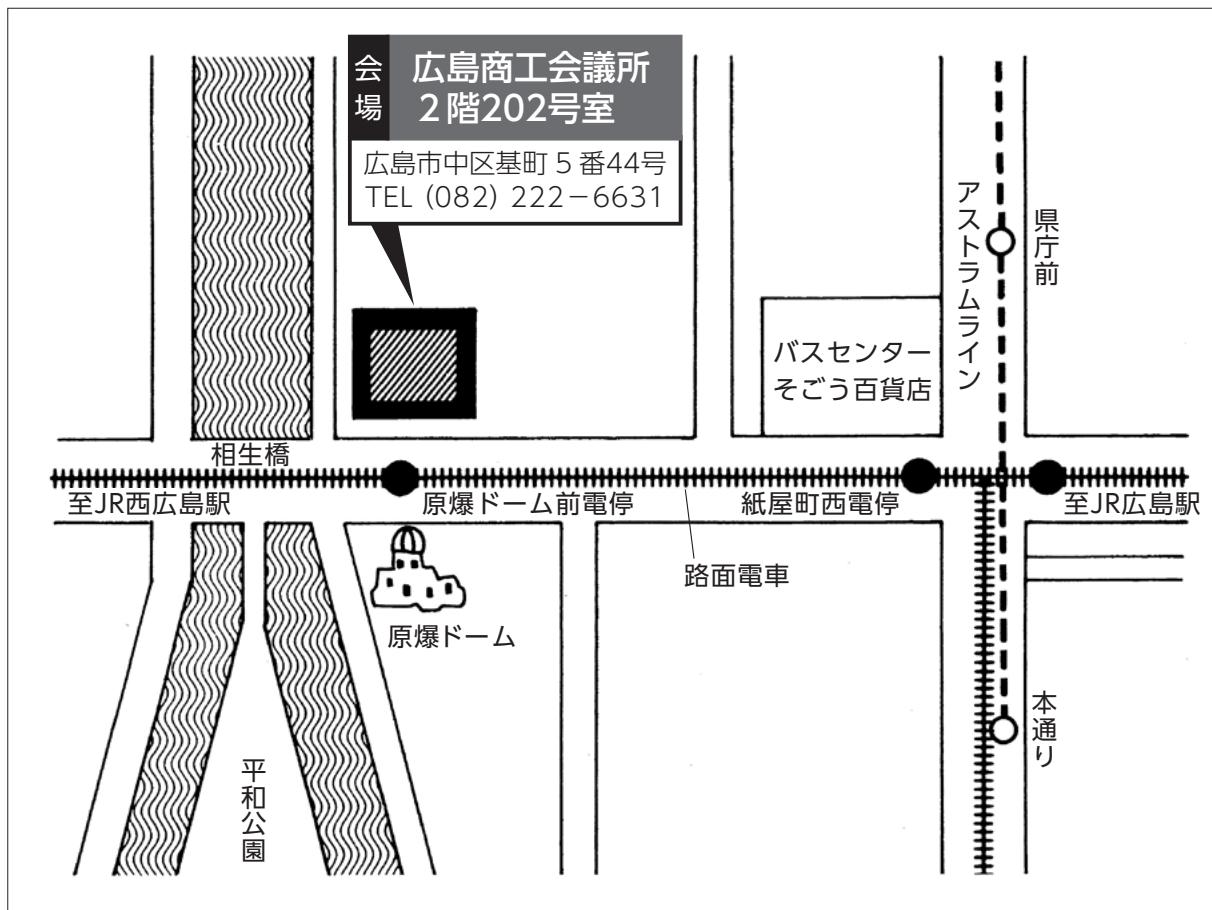
2022年5月24日

中国工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 村 靖 男 ㊟
社外監査役 永 島 靖 朗 ㊟
社外監査役 齊 藤 明 広 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



交通

路面電車 2号・6号線「原爆ドーム前」下車すぐ

アストラムライン 「県庁前」より徒歩約5分

広電バス JR広島駅より2号・3号線「紙屋町バス停」より徒歩約5分

広島バス JR広島駅より22号線「原爆ドーム前」下車すぐ